

合格証明書の住所欄がなくなりました！

警備業に関する関係法令の一部改正により、令和6年6月27日から合格証明書の住所欄が削除された新様式へ変更となりました。合格証明書書換申請手続きの一部が変更となりましたので、ご注意ください。

従来の合格証明書（旧様式）は引き続き有効です。

旧様式の合格証明書に記載されている住所に変更が生じた場合、書換申請の必要がありません。

※ 転居前の住所が記載されている旧様式をそのまま使用することができます。

氏名が変更となった場合は、旧様式・新様式のいずれも書換えが必要となります。

旧様式から新様式の合格証明書へ書換えを希望する場合は、記載事項に変更が生じているか否かを問わず、新様式による合格証明書への書換えを申請することができますが、手数料（2,200円）と証明写真1枚、住民票が必要となります。